

パブリック・コメントの実施結果について

| 案件名 | 提案公表期間 | 実施状況 |
|-------------------------------------|---------------------------|-----------------|
| 「岩手県暴力団排除条例（仮称）」の基本的考え方に対する意見募集について | 22年9月16日から 22年10月18日まで | 提出された意見は47件でした。 |

【賛成意見】

17件

| | 意見の内容 | 同種意見 | 岩手県警察の考え方 |
|---|---|------|--|
| 1 | 条例制定に全面的に賛成。 | 1件 | 暴力団排除を推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資する条例制定を目指してまいります。 |
| 2 | 暴力団が活動できない環境になるよう、暴力団排除対策を強化して、暴力団を壊滅に追い込む条例にしてほしい。 | 2件 | |
| 3 | 青少年の指導等について、子を持つ親として関心があり、良いと思う。積極的にお願いします。 | 3件 | |
| 4 | 暴力団の活動を抑制するためにも、事業者に資金提供をさせない措置は必要。 | 1件 | |
| 5 | 県民の一人として情報提供は惜しまない。 | | |
| 6 | 学校の周囲に暴力団事務所が無いことは、登下校を含む学校生活を安全・安心なものにすると思う。 | | |
| 7 | 警察による弱者の保護は大変重要だと思う。 | | |

| | | |
|----|---|--|
| 8 | 条例が制定されれば今まで以上に暴力団の取締が効率的に行えるようになるのではないかと思う。 | |
| 9 | 暴力団の排除について明文化するのは良いことだと考えます。県民全体の意志として掲げて頂ければ最良と思います。 | |
| 10 | 暴力団が弱体化していくことに役立つのであれば条例を制定することは誰も反対しないと思う。 悪を取り締まることに何ら問題視することはありません。岩手県においてもぜひ活用され、県民の平和のために役立ててほしい。 | |

【条例強化に関する意見】

20件

| | 意見の内容 | 同種意見 | 岩手県警察の考え方 |
|---|--|------|---|
| 1 | 小さい子どもがいるので暴力団の存在が怖い。 取締りの強化等で暴力団追放をお願いしたい。 | | 県民の皆様の期待に応えるため、暴力団の違法行為に対しては、さらに厳しく対処し、あらゆる法令を駆使して取り締まってまいります。 |
| 2 | 身近に暴力団がいるとき、その排除はやはり公的機関に頼らなければならないので、しっかりと強い意志を持って戦って欲しい。 | | そして、本条例により、暴力団事務所の開設及び運営を規制するほか、県民が一体となって暴力団の資金源の遮断や、社会からの排除に取り組むことで、岩手県から暴力団を排除していこうと考えています。 |
| 3 | 暴力団を恐れないことは難しいと思う。警察のサポートが必要。 | | 警察といたしましては、県民が潜在的に抱いている暴力団に対する不安感や恐怖心を取り除くため、暴力団の活動実態や暴力団への |

| | | | |
|---|--|----|--|
| | | | <p>対応要領について、広報や情報提供をすることとしています。</p> <p>また、暴力団からの不当要求など具体的な事案に関しましては、警察による暴力団排除のための支援や保護措置を行うこととしております。</p> |
| 4 | <p>保護措置について、「24時間体制で家族まで」とはいかないでしょう。</p> <p>単なる理想に近いような気がします、現実であれば幸いです。</p> | | <p>警察では、県民の皆様が安心して暴力団排除に取り組めるよう保護措置には万全を期していく考えです。</p> <p>具体的には、危害を被る危険性に応じて警戒員を配置したり、付近の警戒等を行うことを検討しています。</p> |
| 5 | <p>保護措置が完全に出来ることを示して、県民に安心感を与えないと、県民の協力を得難いと思う。</p> | 1件 | |
| 6 | <p>暴力団の組織があったら、市町村ごとに公表して市民に認識させて協力意識を高めることが大事だと思う。</p> | | <p>県民の皆様が暴力団排除に取り組むためには、暴力団の実態を知ることが重要であり、様々な機会を捉えて可能な限りの情報提供をしていきたいと考えております。</p> <p>現在、暴力団対策法に基づき、指定をしている暴力団組織 22 団体の主たる事務所については、その所在地を公表しています。</p> <p>しかし、その傘下組織について、全ての暴力団事務所の所在地を一律に公表することは、暴力団に対して警察の把握状況を明らかにすることとなるのも事実であり、暴力団と対決する上で支障が生じることから、現時点では、消極に考えているところであります。</p> |
| 7 | <p>暴力団が経営、又は経営に強く関わる企業はその旨を表示させるべき。</p> | | <p>暴力団が経営又は経営に関わっていることで、即時にその旨を表示させることは難しいと考えていますが、貸金業法等の各種業法では、暴力団員や暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を欠格要件にしているものがあり、現在、これにより暴力団員等を排除しています。</p> |
| 8 | <p>飲食店等が暴力団関係者と関わりあることが判明した時点で、営業許可取消し等の措置を徹底し、資金を断つ</p> | | |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>ことを条例に盛り込むべき。</p> <p>また、経営者が暴力団員である、または関わっていることが判明したらマスコミ等に公表可能とするのはどうか。</p> | <p>また、暴力団員の行為等が各法律に違反することが明らかになれば、その者を検挙して公表することになります。</p> <p>さらに、本条例では、「事業者が暴力団等に利益供与すること」等を禁止し、勧告及び公表の対象とすることによって、違反事業者が暴力団と関わりのある者であることを県民に周知することが可能となります。</p> <p>なお、本条例では、暴力団員だけでなく、暴力団でなくなった日から5年を経過しない者も排除の対象としています。</p> |
| 9 | <p>暴力団と繋がりがあるのではないかと思われるような業者や、暴力団員になり切れない一匹狼的な人への対策も進むことを希望する。</p> | <p>本県の暴力団情勢にかんがみると、事業者に対する調査・勧告・公表で十分効果があると思われま。</p> <p>勧告及び公表の対象とすることによって、違反事業者が暴力団に協力的な存在であることを県民に周知することが可能となります。</p> <p>これにより暴力団の排除が一層進んでいくことが期待されます。</p> |
| 10 | <p>悪質な違反者に対して、罰則を盛り込んで欲しい。</p> <p>また、違反事業者については公表も出来るように条例案を策定して欲しい。</p> | <p>縁日、祭礼等は安全・安心な場であるべきであり、暴力団の資金源封圧の観点からも、その場に参加する露店商から暴力団を排除していくことは重要であると考えています。</p> <p>既に岩手県内の関係団体、祭礼主催者等と連携して暴力団排除の取組みを推進しているところではありますが、これと併せて、本条例の「事業者の暴力団員等への利益の供与の禁止」等により排除していくことが可能であると考えています。</p> |
| 11 | <p>露店商から暴力団を排除する措置を設けて欲しい。</p> | <p>暴力団事務所の開設、運営の禁止につきましては、財産権等との兼ね合いから、慎重に検討していく必要があると考えています。</p> <p>青少年の健全な育成を図るために、学校等周辺において暴力団事務所のない環境を整備するものであるところ、すでに青少年のための良好な環境の整備を目的として一定の区域</p> |
| 12 | <p>「周囲から200メートルの区域内に」とあるが200メートルを超えれば設置して良いととれる。</p> <p>また、「暴力団事務所を開設」を目的としたものではなく、結果その目的だったこと</p> | <p>暴力団事務所の開設、運営の禁止につきましては、財産権等との兼ね合いから、慎重に検討していく必要があると考えています。</p> <p>青少年の健全な育成を図るために、学校等周辺において暴力団事務所のない環境を整備するものであるところ、すでに青少年のための良好な環境の整備を目的として一定の区域</p> |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | も含まれるべき。 | | における風俗営業を禁止している風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や青少年保護育成条例の例に倣い、禁止区域を200メートルとするとともに、これらに定める保護対象施設との整合を図ったものであります。 |
| 13 | <p>学校等施設200メートルの区域で開設、運営禁止とあるが、暴力団事務所の存在を公認する事態になるので、県条例では断固認めないとするべき。</p> <p>法的にやむを得ないのであれば、通学範囲半径7～8キロメートルと考える。違反者は懲役刑のみとするべき。</p> | | |
| 14 | <p>学校の近くだけでなく、暴力団事務所や暴力団の溜まり場は作らないで欲しい。</p> | | |
| 15 | <p>子どもたちに定期的に指導・助言をしてほしい。実際の事例等をもとに講演等をしてほしい。</p> <p>子どもたちは見た目だけではどんな人が暴力団なのか分かりません。</p> <p>暴力団の本当の怖さを分かりやすく伝えてほしいです。</p> | | <p>御意見を参考とさせていただき、青少年の健全な育成を図るため、地域、職域において効果的な方法を検討し、指導・助言していきたいと考えております。</p> |
| 16 | <p>「暴力団事務所に使われることを知って、その不動産の譲渡等に・・・禁止します。」とあるが、使われることを知らないで譲渡した場合には勧告は出来ないと解釈できるのではないか。（知らなかったと主張されれば勧告できないことになるおそれがある。）</p> | | <p>暴力団事務所に使われることを知っていたか否かについては、譲渡等に至る経緯や当事者等からの確認等の必要な調査によって判断することとなり、そのうえで違反が明らかな場合は勧告の対象となります。</p> |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 17 | 事実を明らかにするのに必要な調査をし、違反があった場合は勧告でなく、すぐに罰則に踏み切ってほしい。 | | 暴力団や、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に厳しく対処するという点では御指摘はごもっともですが、本条例に限らず、条例の罰則は、他の法律や条例の罰則とのバランスなどを総合的に判断して決すべきものであるところであり、本県の暴力団情勢にかんがみると、調査・勧告・公表で十分効果があると考えられ、また、本条例に規定する内容を明確に違反行為として位置付けること自体が重要であると認識しております。 |
| 18 | 違反者に対する措置は、住民権を剥奪するといった方法はないか。 | | |
| 19 | 罰則については検討中とのことであるが、「懲役又は罰金を科すことを前提に警察による捜査が行われる」というような厳しい罰則を印象づけられる例案を検討してはどうか。 | | 現時点では、他の様々な条例の罰則規定とのバランスや、暴力団対策法の中止命令違反に対する罰則等を総合的に考慮し、「暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」という罰則を検討しています。 |

【その他の意見】

10件

| | 意見の内容 | 同種意見 | 岩手県警察の考え方 |
|---|----------------------|------|---|
| 1 | 岩手県の暴力団に関する実情が分からない。 | | <p>県内の暴力団情勢につきましては、平成21年12月末現在、15団体約420名の暴力団構成員等を把握しており、その勢力は若干増加傾向にあるほか、暴力団の潜在化、資金獲得活動の巧妙化、多様化が顕著となっております。</p> <p>また、傷害・暴行等の粗暴犯罪、覚せい剤等の薬物犯罪での検挙が高水準で推移しているほか、貸金業法違反等の経済事犯、児童扶養手当の不正受給事件が摘発されるなど、県民にとって大きな脅威となっております。</p> |

| | | | |
|---|--|----|---|
| | | | <p>本条例案では「広報及び啓発」の条文を規定しているところであり、今後はこれまでに以上に暴力団の活動実態等に関する広報を行うこととしております。</p> |
| 2 | <p>暴力団による不当な行為を犯すことによって一生を台無しにすると思う。</p> <p>先日の相撲の方達も一生を台無しにしたと思う。</p> | | <p>ご指摘のような事件等により、暴力団排除の重要性が再認識されたところでもあります。本条例において、「県、県民の責務」「青少年に対する指導」等を掲げ、県を挙げて暴力団排除に取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| 3 | <p>「暴力団員と社会的に非難されるような関係」が抽象的なので、具体的な例示が必要ではないか。</p> | | <p>「暴力団員と社会的に非難されるような関係」は、様々な場合が考えられるため、条文に全て例示することはできませんが、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇暴力団員が役員となっている事業者 ◇暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 ◇暴力団員に対して資金提供をする者 ◇暴力団員と知りながら、一緒にゴルフ等をする者 <p>などがそれに当たります。</p> |
| 4 | <p>「措置を講ずることができない」とか「事実を公表できる」等の表現が多く見られるが、「講ずる」「公表する」にはできないか。</p> | | <p>暴力団に対する金品等の供与や暴力団事務所に使われることを知っての不動産取引等に関し、個別の事案に応じて、勧告・公表をすることができる旨を規定したものです。</p> |
| 5 | <p>どの論点も全て当たり前の内容だと思いますが、県民は、「この場合は、この様に。」など、具体的案を見ないと意見の述べようがありません。</p> | 1件 | <p>パブリック・コメントは、条例の基本的な考え方やその概要について、県民の皆様からご意見をいただくために行ったものです。</p> <p>ご指摘のとおり、具体的な対応等について規定が不十分な点もあろうかと思いますが、条例で全てを規定することは困難でありますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>警察といたしましては、県民の皆様が条例の内容をご理解していただけるよう広報活動を行うこととしております。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 6 | <p>引っ越しの際に気になるのは、隣人がどのような方かである。</p> <p>住環境は精神面への影響も大きく、地域の人との交流に不安がないことが現代社会に必要だと感じる。</p> | <p>暴力団は潜在化の傾向を強めているところであり、日常生活においても大きな不安要素となっているところです。</p> <p>この不安要素を取り除くためには、社会全体が一体となって暴力団排除の取組みを行っていく必要があります。</p> <p>本条例は暴力団を排除するための拠となるものであり、条例が制定されることによって、暴力団排除の取組みが一層盛り上がることを期待しています。</p> |
| 7 | <p>「暴力団へは・・・しない」と言っても、見かけだけでは判断が付かないのでなかなか難しい。</p> <p>日常的に反社会的勢力と隣り合わせの生活をしているんだらうなと漠然と考えてしまう。</p> | |
| 8 | <p>今までの法律との違い、論点を分かりやすく知りたい。</p> | <p>暴力団対策に関する既存の法律には「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」等がありますが、これは、主に暴力団の不当な行為を規制することを目的としています。</p> <p>これに対し、本条例は、県や県民等が暴力団の排除のためになすべきことなどを内容としています。</p> |
| 9 | <p>今までは法律に該当しない嫌がらせ等も取り締まれるのでしょうか。</p> | <p>本条例案で、暴力団員等の行為として禁止しているのは、「暴力団事務所の開設及び運営の禁止」「利益の供与を受けることの禁止」です。</p> <p>嫌がらせ等については、既存の法令で対応してまいります。</p> |